

## 【韓国】性暴力犯罪者性衝動薬物治療法の成立

海外立法情報課・藤原 夏人

\* 2010年6月29日、韓国国会本会議で「性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律案」が可決され、7月23日に公布された。児童・青少年を対象とした性犯罪者に対する薬物投与を定めた同法は別名「化学的去勢法」とも呼ばれ、様々な問題点が指摘されている。

### 立法の背景と経緯

近年、韓国で性犯罪が増加しており、大きな社会問題となっている。中でも児童・青少年を対象とした性犯罪が急増しており、痛ましい事件がマスメディアで度々大きく報じられている。性犯罪の発生件数は2005年の11,757件から2008年の14,919件へと、ここ数年で20パーセント以上増加しているが、特に16歳未満の児童・青少年を対象とした性犯罪は、2005年の1,282件から2008年の1,958件へと、実に50パーセント以上も増加している(注1)。性犯罪者に対する厳罰を望む世論の高まりを背景に、ここ数年の間に相次いで立法措置が講じられ、性犯罪に対する刑の厳罰化をはじめ、性犯罪者へのGPS機能を搭載した電子足輪の装着、インターネットでの性犯罪者の個人情報公開などが次々と実行に移されている。

今回可決された法案は、2008年9月にハンナラ党のパク・ミンシク議員によって発議された(注2)。発議時の法案名は「常習的児童性暴力犯の予防及び治療に関する法律案」であり、13歳未満の児童を対象とした常習的性犯罪者のうち、性的衝動や欲求を抑制できない25歳以上の「性倒錯症患者」に対し、本人の同意のもと、性欲を抑制する薬物治療と心理療法を行うことで、性犯罪の再犯を防止することを目的としたものであった。しかし、身体に直接影響を与える内容であったため、別名「化学的去勢法案」とも呼ばれ、当初から人権侵害のおそれが指摘されていた。そのため、一連の性犯罪への厳罰化の流れの中にあっても、成立の見込みが立たない状態が続いていた。2010年3月31日に性犯罪への刑罰を強化する複数の法案が本会議で可決された際も、同法案はその中に含まれていなかった。

ところが、去る6月7日、小学校2年生の女子児童が小学校から拉致されて性的暴行を受ける事件が発生し、韓国社会に改めて大きな衝撃を与えた。これを契機に、政府と与党ハンナラ党は性犯罪者の「化学的去勢」を積極的に検討する方針を打ち出し、同法案は6月29日に修正法案が法制司法委員会と本会議で同日に可決され、異例のスピードで国会を通過した。国会審議の過程で、薬物治療にあたって本人の同意を不要とする、初犯も薬物治療対象者に含める、薬物治療対象者の年齢を25歳以上から19歳以上へ引き下げる、対象となる性犯罪被害者の年齢を13歳未満から16歳未満へ引き上げる、法案名を「性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律案」に改め「常習的」の文言を削除する等の大幅な修正が加えられた。

## 法律の概要

全 5 章で構成され、本則 35 か条と附則 3 か条からなる。概要は以下のとおりである。

### ・薬物治療対象者と薬物治療命令

16 歳未満の者を対象とした性犯罪者のうち、「性倒錯症患者」で再犯の危険性があると認定された者に、薬物治療が行われる（第 1 条）。ここでいう薬物治療とは、薬物投与のほか、心理療法なども含まれる（第 2 条第 3 項）。薬物治療の対象者は 19 歳以上で、検察官は薬物治療対象者について裁判所に薬物治療命令を請求することができるが（第 4 条第 1 項）、精神科専門医の診断や鑑定を受けた後に請求しなければならない（第 4 条第 2 項）。裁判所は、薬物治療命令の請求に理由があると認めるときは、15 年を上限として治療期間を定め、判決で薬物治療命令を宣告しなければならない（第 8 条第 1 項）。また、薬物治療命令を受けなかった受刑者であっても、仮釈放の要件を備えている場合は、本人の同意に基づいて検察官が薬物治療命令を請求することができる（第 22 条第 1 項）。

### ・薬物治療の執行

薬物治療命令は、検察官の指揮を受け、保護観察官が執行する（第 13 条第 1 項）。保護観察官は、薬物治療命令を受けた者に方法や手続などを十分に説明し（第 14 条第 2 項）、釈放前 2 か月以内に治療命令を執行しなければならない（第 14 条第 3 項）。薬物治療命令を受けた者は、治療期間中、保護観察官の指示に従い誠実に薬物治療に応じ、定期的にホルモン数値の検査を受け、心理療法プログラムを履行することが義務付けられる（第 10 条第 1 項）。6 か月ごとに可能な仮解除の申請により、薬物治療が中断されることもあるが（第 17 条、第 18 条）、合算して 15 年を超過しない範囲で、治療期間が延長されることもある（第 16 条第 1 項）。逃走や薬効を相殺する薬物の投与など、治療効果を害する行為には罰則が課される（第 35 条）。

## 指摘されている問題点

可決された修正法案は、薬物治療対象者の範囲を大幅に拡大し、本人の同意も不要とするなど、人権の問題をめぐって一層の議論を巻き起こすことが予想される。その他にも薬の副作用や高額な費用の問題、実際の効果に対する疑問、二重処罰のおそれなど、さまざまな問題点が指摘されている。行政府から独立した国家人権委員会も、この法律について国民的議論を喚起するための動きに出ていると報道されている。

注(インターネット情報はすべて 2010 年 7 月 23 日現在である。)

(1)「성충동 약물치료 관련」(性衝動薬物治療関連) 法務部『報道資料』2010.7.7 <[http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs\\_03/BoardList.do?strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ\\_30200000&strFilePath=moj/&strNbodCd=noti0005](http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/BoardList.do?strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ_30200000&strFilePath=moj/&strNbodCd=noti0005)>より

(2)「상습적 아동 성폭력범의 예방 및 치료에 관한 법률안」(常習的児童性暴力犯の予防及び治療に関する法律案) <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_00Q8H0Z9I0L8X1J7A5U7E0F7D7E5A7](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_00Q8H0Z9I0L8X1J7A5U7E0F7D7E5A7)>